

(地域密着型通所介護及び日常生活支援総合事業)
飯島町デイサービスセンター石楠花苑 運営規程

(趣旨)

第1条 本規程は、社会福祉法人飯島町社会福祉協議会が開設する飯島町デイサービスセンター石楠花苑(以下「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護及び日常生活支援総合事業(以下「通所介護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適切な通所介護等を提供することを趣旨とする。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 通所介護等は、利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、通所介護等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3 関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 飯島町デイサービスセンター石楠花苑
- ② 所在地 長野県上伊那郡飯島町飯島 2551 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 (生活相談員兼務)

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- ② 生活相談員 1名以上

生活相談員は、通所介護計画及び介護予防通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者が日常生活を営むことができるよう相談援助等の生活指導を行う。

- ③ 介護職員 4名以上

介護職員は、動作介助等の日常生活上必要な介護を行う。

- ④ 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

- ⑤ 機能訓練指導員 1名以上 (看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

⑥ 事務職員 1 名（社会福祉協議会庶務係兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から土曜日

ただし、5月の連休及びお盆のうち1日、12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

③ サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分

（利用定員）

第6条 事業所の利用者の定員は、次のとおりとする。

利用定員 通所介護 18人

日常生活支援総合事業 10人

（通所介護等の内容）

第7条 通所介護等の内容は、次のとおりとし、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づいてサービスを提供する。

- ① 生活指導、相談援助
- ② 健康チェック
- ③ 機能訓練
- ④ 食事の提供
- ⑤ 入浴介助
- ⑥ 送迎
- ⑦ その他利用者に対する便宜の提供

（通所介護等の利用料その他の費用の額）

第8条 通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告知上の額に各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額とする。

2 前項のほか、その他の費用として、利用者から次に掲げる費用の額の支払を受ける。

① 食事代 1食あたり750円

② おむつ代 実費（実物での返納も可）

③ デイサービスお試し利用代 1回につき1,000円

④ 傷の処置に係る費用（ただし、事業所のものを使用した場合のみ）

ア ガーゼ処置 100円 イ テープ処置 50円

⑤ 前各号のほか、通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

3 前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、予め当該サービスの内容及び費用につ

いて文書で説明を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、飯島町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 通所介護等の提供にあたっては、利用者に係る医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等について確認し、利用者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意する。

- 2 利用者が浴室、機能訓練室その他の設備及び備品等を使用する場合は、従業者の指示に従って使用するよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または、協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第12条 通所介護等の提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第13条 震災、風水害、火災その他の災害(以下「非常災害」という。)に対処するため、消火器その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知する。また、非常災害に備えるため定期的な訓練を行う。

- 2 前項の具体的計画とは、消防法施行規則第3条に規定の消防計画又はこれに準ずる計画及び非常災害に対処するための計画とする。また、管理者を防火管理についての責任者とする。

(衛生管理及び従業者の健康管理等)

第14条 通所介護等に使用する設備及び備品等については、清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど、常に衛生管理に留意する。

(相談・苦情対応)

第15条 利用者及びその家族からの相談、苦情等を受け付ける窓口を設置し、通所介護等に関する相談、苦情等に対して迅速かつ適切に対応する。

- 2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 従業員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、勤務体制の整備に努める。

① 採用時研修 採用後 6 か月以内

② 継続研修 年 1 回以上

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。
- 3 利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得る。
- 4 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人飯島町社会福祉協議会と飯島町デイサービスセンター石楠花苑の管理者との協議に基づいて定める。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、利用者に対する差別の禁止その他人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) そのほか、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 性的な嫌がらせをすること。
- (9) 当該利用者を見捨てること。
- (10) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること。

(身体拘束の禁止)

第18条 事業者は事業の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合には家族の同意を受けた時のみ、身体拘束等を行うことができるものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

附 則

本規定は、令和2年11月1日から施行する。

本規定は、令和7年4月1日から施行する。